

物価高騰対策事業に関するQ & A

【全般に関すること】

（問１）申し込みから、支給の決定までどれぐらいかかりますか。

（答）受理してから、概ね２週間程度で支給を決定する予定です。

（問２）申し込み後、いつまでに支払われますか。

（答）要綱上、支給の決定後、30 日以内に指定の口座へ振り込むこととなっています。
ただし、金融機関口座に誤りがある場合は、上記期間内に振り込むことができない場合があります。

（問３）支給された場合は、課税対象となりますか。

（答）税法上の取扱いについては、税務署等に確認してください。

（問４）振込口座は、法人以外でもいいですか。

（答）振込不能などを避けるため、原則、国保連の請求に使用している口座での申請をお願いします。
口座名義に入力する法人の略称等については、電子申込システムの案内をご確認ください。

（問５）申し込みの受付期間はいつですか。

（答）令和 7 年（2025 年）7 月 1 日から令和 7 年（2025 年）9 月 30 日までです。

（問６）本事業の支給は１回だけですか。

(答) 1 回限りです。

重複して申込があり、支払われた場合は、返還していただきます。

(問 7) 決定の通知は届きますか。

(答) メールで通知します。

迷惑メールのフォルダに振り分けられることがあるので、事前に設定をご確認ください。

(問 8) 実績の報告は必要ですか。

(答) 原則不要です。ただし、事後に用途について確認を行う可能性があります。

(問 9) 申し込み時点でサービスの提供実績がない場合でも申込は可能ですか。

(答) 申し込み時点で、休止・廃止でない事業所は申請可能です。

新規事業所は、令和 7 年(2025 年)6 月 1 日時点で指定済みの事業所は申請可能です。

【電子申込に関すること】

(問 10) 請求方法は電子のみですか。

(答) 豊中市電子申込システムでの受付のみです。

(問 11) 申込情報に誤りがあることが分かった場合は、再度、電子申し込みを行っていいですか。

(答) 担当課にご相談ください。

（問１３）申込情報を複数回送ってしまった場合は、どうすればいいですか。

（答）担当課で審査し、内容の正しい一回の申込分のみを受け付けることになります。

（問１４）事業所単位ではなく、法人単位での請求は可能ですか。

（答）受付は、事業所単位で行ってください。原則、事業所番号ごとに１回の申し込みが必要です。

（問１５）電子申し込みシステムの利用方法がわからない場合はどうすればいいですか。

（答）下記にアクセスし、利用方法をご確認ください。

[FAQ \(s-kantan.jp\)](http://s-kantan.jp)

（問１６）電子申し込みで申請したが、受付完了のメールが届きません。

（答）自動返信のため、申請時のメールアドレスまたは設定に問題があると思われます。
なお、メールを受信するための設定については、下記のURLをご確認ください。

[FAQ \(s-kantan.jp\)](http://s-kantan.jp) （ご利用にあたってのFAQのQ10）

自動返信のメールの有無についての、問合せにはお答えしかねます。

【事業所に関すること】

（問１７）多機能型事業所・従たる事業所等の場合は、定員はどう計算すればいいですか。

（答）原則、全サービスの人数を合わせた定員で申し込んでください。

区画が完全に分かれている場合は、それぞれで請求することも可能です。

（同一建物内の、別の部屋で多機能型事業所を運営している場合など）

GHの従たる事業所については、合算して定員を計算してください。

(例：主 10 人 従 8 人 従 4 人の場合、定員 22 人での申込です。)

(問 18) 介護保険サービス・障害児・者のサービスのうち、複数の指定を同一建物内で受けている場合は、どうやって申込ますか。

(答) 介護保険と障害者のサービスを同一建物内で実施している場合（訪問介護と居宅介護など）は、定員を合算して介護保険側に申込を行ってください。

障害児・者のサービスを同一建物内で実施している場合（計画相談・放デイと生活介護の多機能型など）は、定員を合算して障害者側に申込を行ってください。

ただし、同一建物内で指定を受けているサービスであっても、区画を完全に分けて実施している場合は、それぞれで申込むことができます。

区画を完全に分けている場合とは、マンションの 1 階と 2 階や、入り口が完全にわかれているマンションの隣室等を指します。

詳細は個別に判断いたしますので、あいまいな場合は、お問合せください。